

京都市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年9月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第43号

京都市公有財産規則の一部を改正する規則

京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

第13条第3項本文中「記名押印」の右に「又は署名（個人である隣接地の所有者の署名に限る。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 前項本文の規定により境界明示を行う場合で、隣接地の所有者が土地境界明示書へ記名押印をすることにより境界明示を行う場合にあつては、当該隣接地の所有者は、自己の印鑑登録証明書（法人にあつては、法人の代表者の資格及び印鑑の証明書）を市長に提出しなければならない。

第40条第1号中「。記名押印又は署名」を削る。

第2号様式中「氏名」の右に「（個人にあつては、記名押印又は署名）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局管財契約部資産管理課)